

生徒用

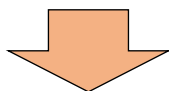
静岡県立御殿場特別支援学校
高等部

生徒ルールブック

- 1 登校は、8：20～8：30を原則とする。
- 2 欠席、遅刻、早退の時は、保護者が必ず連絡をする。
 - ・事前にわかっている場合、当日の8:00まではCOCOOを使って連絡をする。
 - ・当日の8:00以降は保護者が電話連絡をする。
- 3 登校から下校まで、無断で校外に出ない。

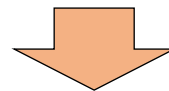
とうげこうちゅう きんきゅう じたいおう しかた
登下校中の緊急時対応の仕方

でんしゃ の おく でんしゃ おく
電車やバスに乗り遅れてしまった。電車やバスが遅れた。



いえ れんらく かくにん
家に連絡し、どうするか確認する。

- ・送迎・次のバスを待つ・自力（徒歩）で行く



がっこう じぶん
学校にも自分から
連絡する。

- ・状況
- ・登校方法

がっこう れんらく
学校に連絡する。

- ・登校方法を担任の先生に伝える。（登校時）
- ・家に着いたら学校に連絡を入れる。（下校時）

ごてんばとくべつしえんがっこう
御殿場特別支援学校 : 0550-87-8200

も もの
持ち物について

- 1 ^{がくしゅう} ^{ひつよう} ^も
学 習 に 必要 な も の の だけ を 持 っ て く る。
- 2 ^{みぶんしょうめいしょ} ^{つね} ^も
身 分 証 明 書 は 常 に 持 っ っ。
- 3 ^{きちょうひん} ^{ていき} ^{さいふ} ^{けいたいでんわなど} ^{とうこうご} ^{たんにん} ^{あず}
貴 重 品 （ 定 期 ・ 財 布 ・ 携 帯 電 話 等 ） は 登 校 後 、 担 任 に 預 け て 、
^{げこうじ} ^う ^と
下 校 時 に 受 け 取 る。
- 4 ^{ふよう} ^{かね} ^も
不 要 な お 金 は 持 っ て こ な い。
- 5 ^{きんしぶつ} ^{きけんぶつ} ^も ^{とき} ^{がっこう} ^{ほかん} ^{ほごしや} ^と ^く
禁 止 物 や 危 険 物 を 持 っ て い た 時 は 、 学 校 で 保 管 し 、 保 護 者 が 取 り に 来 る。
- 6 ^{ほか} ^{こじん} ^{りゆう} ^{とき} ^{つど} ^{たんにん} ^{そうだん}
そ の 他 、 個 人 に よ る 理 由 が あ る 時 は 、 そ の 都 度 、 担 任 に 相 談 す る。

けいたいでんわ も ばあい か き まも
○携帯電話・スマートフォンを持ってくる場合は、下記のルールを守ること。

- 1 とどけで ねんかん こうしんせい へんこう ばあい ずいじとど で
届出は1年間の更新制とする。(変更がある場合は随時届け出をする。)
- 2 つか かた かぞく はな あ き
使い方については、家族と話し合い、ルールを決める。
- 3 とうこうご でんげん き きちようひん たんにん あず
登校後は電源を切り、貴重品として担任に預ける。
- 4 でんしゃ こうきょうこうつうき かんじょうしゃちゆう ほか じょうきやく めいわく
バスや電車など公共交通機関乗車中は、他の乗客に迷惑となるので、
マナーモードにし、通話は控え、メール・ゲームは音が出ないようにする。
- 5 きんきゅうじ はっせいじ かてい がっこう れんらく と
緊急時やトラブル発生時に、家庭や学校に連絡が取れるように、それ
らの電話番号を事前に登録しておく。

ごてんばとくべつしえんがっこう

御殿場特別支援学校 : 0550-87-8200



けいたいでんわ きんきゅうよう
※携帯電話・スマホは緊急用のもの。

ともだちどうし か か
※友達同士で貸し借りはしない。

- 6 しょうじょう まも
使用上のマナーが守られなかったり、メールやインターネットサイトな
どの使い方が悪かったりした場合、また、繰り返しの指導に対して改善
がなされなかった場合には、学校への持ち込みを許可しない場合がある。

ライン フェイスブック インスタグラム えすえぬえす しゃしん てんぶ けいさい
※メールやLINE、facebook、InstagramなどのSNSに写真を添付・掲載
するなどの個人情報情報を公開することや、他者の悪口を書き込むことは
しない。

ごご じいこう しょう
※午後10時以降は使用しない。

はんざい ま こ じゅうぶんちゅうい
※ネット犯罪に巻き込まれないように十分注意する。

- 1 おんがく き き とどけようし ていしゅつご まも しょう 音楽機器は届出用紙を提出後、マナーを守って使用する。
- 2 とうこうご でんげん き きちようひん たんにん あず 登校後は電源を切り、貴重品として担任に預ける。
- 3 しょう わる く かえ しどう たい かいぜん ばあい 使用マナーが悪く、繰り返しの指導に対して改善がなされない場合は、
しょう きんし 使用を禁止することがある。

○ごてんばとくべつしえんがっこうこうとうぶ せいと み ころが 御殿場特別支援学校高等部の生徒としてふさわしい身だしなみを心掛ける。

- 1 とうげこう ひようじゅんふく ちゃくよう 登下校は標準服を着用する。
 - (1) はくしよく むじむがら せいけつ ちゃくよう (1) ワイシャツは白色の無地無柄とし、清潔なものを着用する。
 - (2) した しろ むじ したぎ ちゃくよう (2) ワイシャツの下には、白やベージュなどの無地の下着を着用する。
(したぎ いろ うえ み ちゅうい (下着の色がシャツの上から見えなように注意する。))
 - (3) なか かなら (3) ワイシャツはスラックス、スカート等の中に必ずしまう。
- 2 ひようじゅんふく ちゃくよう じ かび くつ は のぞ 標準服着用時は華美でない靴を履くことが望ましい。
- 3 とうげこう じ ぼうかんぎ せいふく 登下校時、防寒着として、制服の上にコートやウインドブレーカー、
てぶくろ ちゃくよう しつない ちゃくよう マフラー、手袋を着用してもよい。ただし、室内では着用しないこと。
- 4 とうはつ えいせい き せんぱつ など かこう 頭髪は衛生に気をつけ、染髪、パーマ、エクステ等の加工はしない。
- 5 けしょう とう きんし ピアスやネックレス、化粧やマニキュア、カラーコンタクト等は禁止する。
- 6 た ふくそう こじんてき じじょう ばあい ほごしや たんにん せんせい その他、服装について個人的な事情がある場合は、保護者が担任の先生に
そうだん 相談する。

ひょうじゆんふく れい こじん あ かた せんたく ちやくよう
(1) 標準服 (例) 個人に合わせた型を選択して着用する。
 ふゆふく (冬服) あいふく (合服) なつふく (夏服)



たいいく ぎ
(2) ジャージ・体育着



さぎよう ぎ
(3) 作業着



つうがくぐつ
(4) 通学靴

いろ くろ こん しゅ か び はいしよく さ ある
 色は黒や紺を主としたもので、華美な配色やデザインは避け、歩きやすいものとする

れい
【例】



うわば うんどうぐつ
(5) 上履き・運動靴

うわば うんどうぐつ いろ しろ こん くろ しゅ
 上履き・運動靴の色は白、紺、黒を主としたものとする。

れい
【例】

うわば
 (上履き)

うんどうぐつ
 (運動靴(グラウンド用))



- 1 友達と出かける場合は、「誰と」「どこへ」「何をするために」と、
帰宅時刻を必ず保護者に伝えること。

※下校後に友達と遊ぶ場合は、一度自分の家に帰る。学校の帰りに、
用事がある場合は、保護者に確認をとる。目的地に着いたとき、
目的地から出るときに必ず保護者に連絡をする。

- 2 帰宅は日没までにすること。(夏：6～7時 冬：5時)

- 3 保護者に無断の外泊はしない。



- 4 夜中に出歩かない。

※静岡県では、午後11時～午前4時の間、18歳にならない人は
外出してはいけない規則です。

- 5 男女の交際については、保護者に相談すること。



よ か り ょ う
余暇の利用について

じ ぶ ん み あんぜん まも きそく まも
自分の身の安全を守るためにも、これらの規則を守りましょう。

ほ ご し ゃ り ょ う か い せ い と どう し り ょ う し せ つ ば し ょ
○保護者の了解のもと、生徒同士で利用してよい施設・場所○

え い が か ん
映画館



じ ょ う
ボウリング場



し せ つ ば し ょ
バッティングセンター



ほ ご し ゃ どう は ん き ょ か し せ つ
△保護者同伴なら許可される施設△

き っ さ て ん
喫茶店



カラオケボックス



ゲームコーナー(ショッピングセンターの中)



き ょ か し せ つ ほ ご し ゃ どう は ん
×許可されない施設(保護者同伴でもダメです)×

ビリヤード・ダーツ



ゲームセンター



インターネットカフェ



まんがきっさ
漫画喫茶



てん
パチンコ店



い さ か や
居酒屋



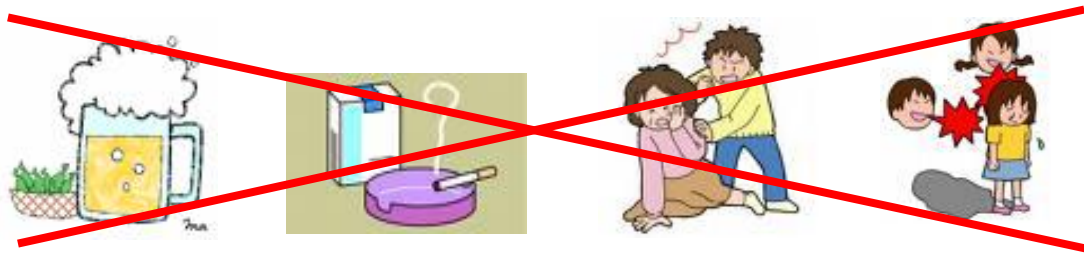
など

ほ う り つ じ ょ う れ い さ い み ま ん た い き ん し し せ つ さ け せ ん も ん あ つ か み せ な ど
※法律や条 例 で 1 8 歳 未 満 立 ち 入 り 禁 止 の 施 設 や お 酒 を 専 門 に 扱 う お 店 等

さ い た つ ざ い が く ち ゅ う り ょ う き ん し
※18歳に達しても、在 学 中 は 利 用 禁 止

きんしこうい
禁止行為

- ・飲酒（酒を飲むこと・飲ませること・酒を持ち歩くこと）
- ・喫煙（吸うこと・吸わせること・たばこやライターを持ち歩くこと・電子タバコ等の類似品は喫煙関連行為に含む）
- ・窃盗、万引き（人の物を勝手にとる・お金を払わずに持ってくる）
- ・暴力行為（たたく・殴る・蹴る など）
- ・脅迫強要行為（他人を脅すこと・無理やりさせること など）
- ・破壊行為（他人の物や公共の物をこわすこと）
- ・人権侵害行為（いじめ・差別 メール・SNS での誹謗・中傷 など）
- ・車、バイクの運転免許の取得（就労のため取得しても在学中は運転しない）
- ・その他、他の生徒や学校に悪い影響を及ぼすと判断される行為



※事情によりアルバイトが必要な場合は、学校で検討します。
必ず、担任に相談しましょう。

